

大規模盛土造成地マップ

はじめに

長崎県では、大規模な地震の発生に備え、県民の皆様が大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただくことで、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として、大規模盛土造成地の抽出を行い、その大規模盛土造成地を示したマップを作成しました。マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、必ずしも地震時に危険である盛土造成地ということではありません。

背景

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年の新潟県中越地震などにおいて、谷や沢を埋め立てた造成宅地の盛土部を中心に滑動崩落による地盤災害が多発しました。

このことで、国は平成18年4月に宅地造成等規制法を一部改正し、都道府県知事等（中核市、特例市の区域内はその市の長）は、滑動崩落による災害で相当数の居住者等に被害が発生するおそれ大きい造成宅地の区域を「造成宅地防災区域」として指定し、その区域内の宅地所有者等に対し災害防止のための必要な措置をとることを勧告・命令できるようになりました。

これと併せて、地方公共団体が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査とその変動防止を促進するため、国の補助事業である「宅地耐震化推進事業」が創設されました。

滑動崩落とは
地震時に造成盛土において、盛土全体または大部分が、主として盛土底面をすべり面として、流動、変動又は崩落する現象

(国土交通省「宅地耐震化の取組に関するパンフレット」より)

大規模盛土造成地とは・・・

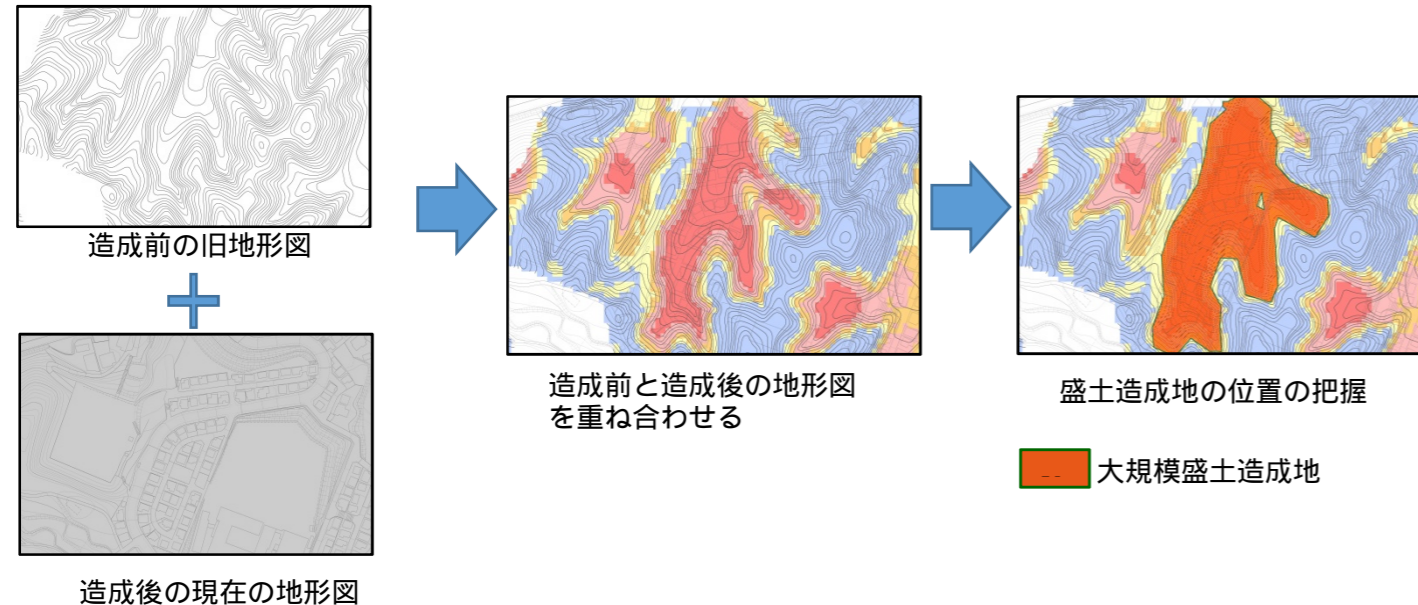
(1)谷埋め型
谷等を埋め立てた造成宅地で、その盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの

(2)腹付け型
傾斜地盤上などに盛土した造成宅地で、盛土をする前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上のもの

【谷埋め型】 【腹付け型】

マップの作成について

大規模盛土造成地マップの作成方法は、土地の造成前の旧地形図と造成後の現在の地形図を重ね合わせて、盛土造成地を抽出し、大規模盛土造成地の位置の把握を行います。



長崎県の取り組み

長崎県では、国の宅地耐震化推進事業を活用しながら、平成26年度より順次、県内の地域（〃1）について大規模盛土造成地の把握し、その情報提供に取り組んでいくものです。

具体的な作業としては、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせるにより、谷間や斜面に大規模な盛土を行い造成された大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を抽出して、大規模盛土造成地マップ（2）を作成し、その情報を提供していくものです。

（1）長崎市（中核市） 佐世保市（特例市）を除く地域

（2）マップには、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、必ずしも地震時に危険である盛土造成地ということではありません。

大規模盛土造成地マップについてのQ&A

Q 大規模盛土造成地マップを公表する目的は何ですか。

A マップでは、県内の大規模盛土造成地の概ねの分布を示し、県民の皆さんに大規模盛土造成地は身近に存在するものであることを知っていただくことを目的として公表するものであり、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につながる「防災まちづくり」に活かして行くことを目的としています。

Q マップに示された大規模盛土造成地の箇所は危険ということですか。

A マップは県内に分布する大規模盛土造成地の概ねの分布を示したもので、盛土造成地の危険度を示したものではありません。したがって、マップの箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。

Q 大規模盛土造成地マップが公表された場合、自分の家が該当するか分かりますか。

A 公表しているマップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を表現して示すものであり、基本的には個々の敷地まで詳細に特定するものではありませんのでご了承ください。

Q 長崎県は、「宅地耐震化推進事業」に向け、今後どのように取り組んでいくのですか。

A 長崎県では、長崎市及佐世保市を除く県内の地域について大規模盛土造成地を抽出し把握していくため、平成26年度より順次、国の宅地耐震化推進事業を活用して変動予測調査（第一次スクリーニング）を行っています。調査結果については、大規模盛土造成地マップとして情報提供を行います。第一次調査終了後は、把握した大規模盛土造成地における詳細な現地調査と安全性の検証を行う二次調査が必要になりますが、二次調査には多くの時間と多額の費用を要することから、関係市町とも連携しながら、計画的な二次調査の実施について検討を行っていく予定です。

Q 他県では、「大規模盛土造成地マップ」を公表しているのですか。

A 国土交通省のホームページで各都道府県別の「大規模盛土造成地の有無等の確認」の調査結果の公表状況を公表しています。詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

国土交通省ホームページ 「大規模盛土造成地の滑動崩落対策について」

Q 大規模盛土造成地に入っていると、土地を造成する時に、何か特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりするのですか。

A 大規模盛土造成地に入っているからといって、特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりするわけでもありません。なお、建築物の建築の際にも、特別な規制はありません。

【宅地耐震化推進事業に関するリンク集】

国土交通省ウェブサイト

<http://www.mlit.go.jp/>

国土交通省（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html

【お問い合わせ先】

長崎県土木部都市政策課宅地指導班（開発担当）

TEL 095-894-3094 FAX 095-894-3462 E-mail s08180@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県公式ウェブサイト

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

長崎県土木部都市政策課

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/toshi-sei/index.html>